

1. 調査の目的

平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下「教育機会確保法」という。）」が成立するとともに、令和5年6月に閣議決定された教育振興基本計画においては、「全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進する」ことが明記され、夜間中学の更なる設置促進や教育活動の充実が求められている。

新たな夜間中学の設置促進及び既存の夜間中学における教育活動の充実等のための施策の検討に資するため、夜間中学における就学の機会の提供や、教育機会確保法に定める内容に関する各地方公共団体の対応状況や既存の夜間中学の実態等に関して、夜間中学等に関する実態調査を実施する。

2. 調査時点

令和6年5月1日

3. 調査の対象

- 都道府県教育委員会（47）、指定都市教育委員会（20） → 調査Ⅰ
- 夜間中学設置県・市区教育委員会（47） → 調査Ⅱ
- 夜間中学（53） → 調査Ⅲ

4. 主な調査事項

調査Ⅰ 都道府県・指定都市教育委員会調査

- ◎ 教育機会確保法第14条に基づき講じた措置
- ◎ 自主夜間中学や識字講座等への支援状況
- ◎ 特別支援学校における義務教育未修了者の受入れ状況 等

調査Ⅱ 夜間中学設置県・市区教育委員会調査

- ◎ 夜間中学への支援状況 等

調査Ⅲ 夜間中学調査

- ◎ 入学要件
- ◎ 教職員数
- ◎ 学年・学校・属性・年齢・国籍別生徒数
- ◎ 夜間中学入学理由
- ◎ 夜間中学の設置形態 等

夜間中学とは

- 戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多いたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に設けられたもの。
- 現在では、義務教育未修了の学齢経過者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国や我が国において十分に義務教育を受けられなかった外国籍の者などの、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されている。

調査Ⅰ 都道府県・指定都市教育委員会調査

1-1	教育機会確保法第14条に基づき講じた夜間中学等における就学機会の提供等に係る措置	【4】
1-2	既存の夜間中学や夜間中学設置市区に対する取組	【5】
1-3	教育機会確保法第15条に基づく協議会等の設置状況	【6】
1-4	協議会の構成員	【6】
2-1	把握している域内の自主夜間中学や識字講座等の数	【7】
2-2	把握している自主夜間中学や識字講座等への支援状況	【7】
3-1	特別支援学校における義務教育未修了者の受入れ状況	【8】
3-2	特別支援学校における義務教育未修了者の受入れ要件	【8】

調査Ⅱ 夜間中学設置県・市区教育委員会調査

1-1	夜間中学への支援状況	【10】
1-2	就学援助に類する経済的支援の認定要件	【11】
1-3	夜間中学の給食費の負担状況	【11】

調査Ⅲ 夜間中学調査

1-1	入学要件	【13】
2-1	夜間中学に配置されている教職員数	【14】
2-2	夜間中学に配置されているその他の職員の数	【15】
3-1	学年別の生徒数	【15】
3-2	年齢別の生徒数	【16】
3-3	属性別、国・地域別の生徒数	【17】
3-4	学校別の生徒数	【18】
3-5	夜間中学入学理由	【19】
3-6	夜間中学卒業後の状況（令和5年度卒業生）	【20】
4-1	夜間中学における特別の教育課程特例の具体的な内容（年間授業時数）	【21】
4-2	不登校となっている学齢生徒の受入れに向けた検討状況	【21】
5	夜間中学の設置形態	【22】

調査 I

都道府県・指定都市教育委員会調査

対象

47都道府県・20指定都市教育委員会

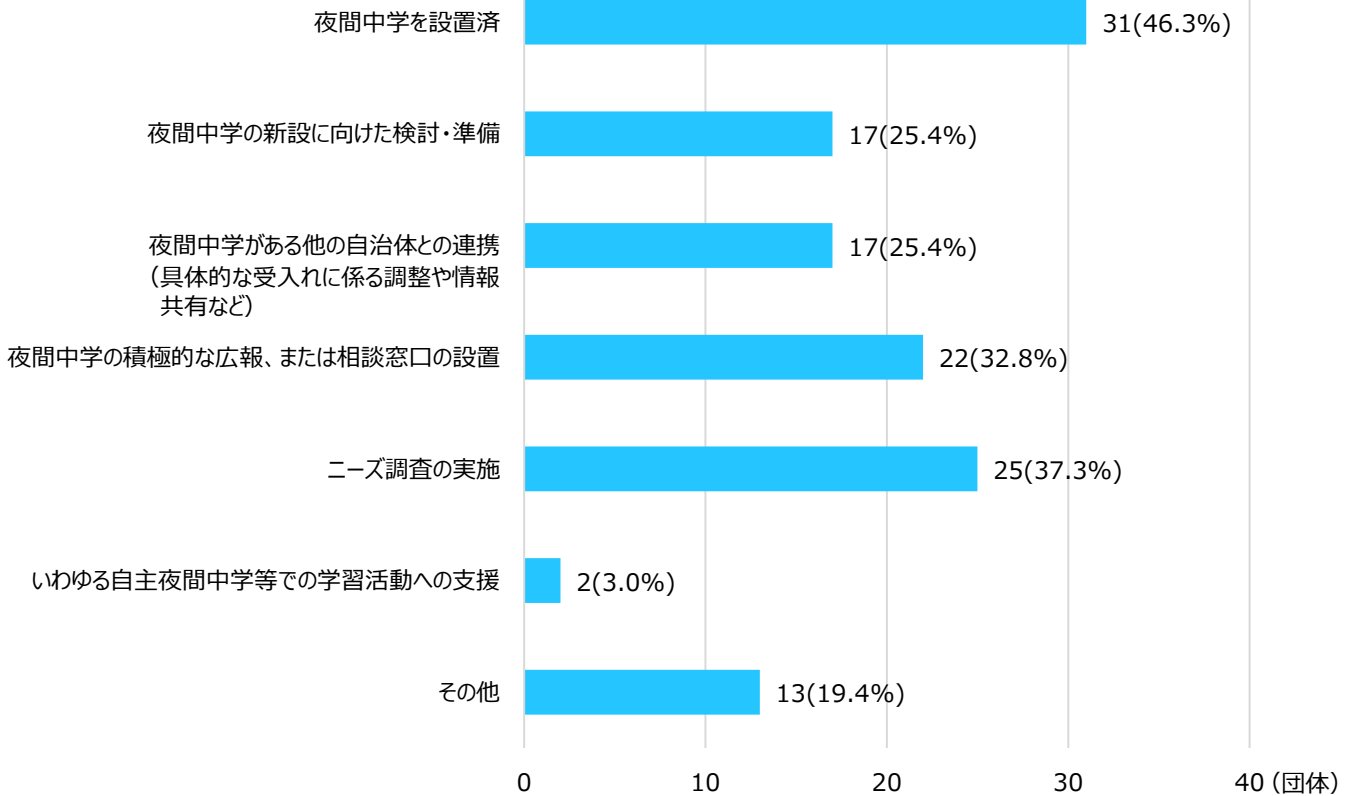
調査Ⅰ

1-1

教育機会確保法第14条に基づき講じた夜間中学等における
就学機会の提供等に係る措置

回答：47都道府県・20指定都市教育委員会

(複数回答)



「その他」の主な内容

- ・ 調査研究等を目的とした会議を設置
- ・ 夜間中学体験教室、オンライン模擬教室の実施
- ・ 市町村に対する情報提供や指導・助言

調査Ⅰ 既存の夜間中学や夜間中学設置市区に対する取組

1-2

回答：1-1において、「夜間中学を設置済」と回答した31団体

1-1において、「夜間中学を設置済」と回答した団体の既存の夜間中学や設置市区への支援として行っている取組

(複数回答)

教職員の加配など体制の充実

25(80.6%)

専門スタッフの配置（日本語指導者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、通訳など）

22(71.0%)

教育機会の確保等に関する理解等を深めるための教職員への研修

4(12.9%)

指導方法の指導・助言や教材の開発支援など教育の充実のための支援

8(25.8%)

夜間中学を設置する市区教育委員会との意見交換、協議等

17(54.8%)

その他

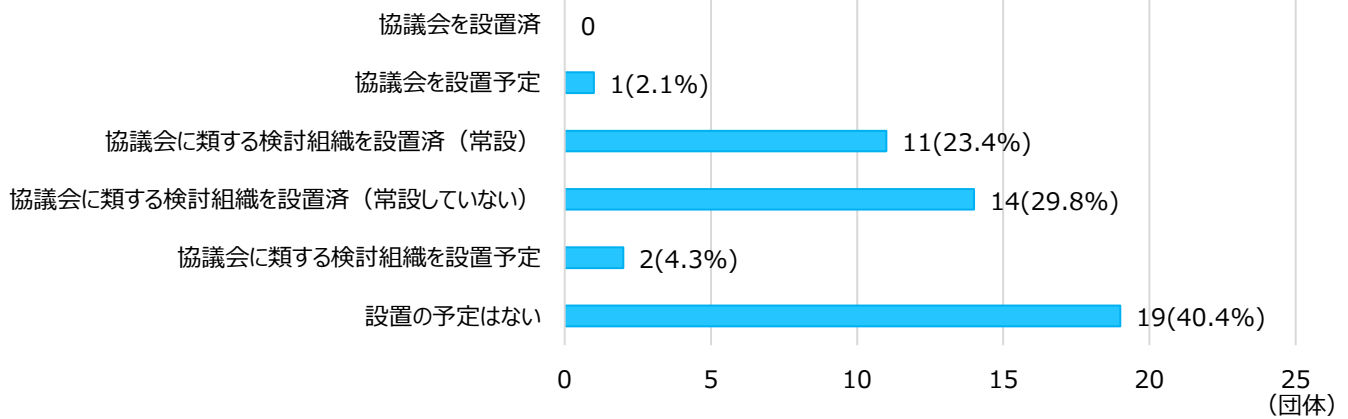
2(6.5%)

0 10 20 30 (団体)

調査Ⅰ 教育機会確保法第15条に基づく協議会等の設置状況

1-3

回答：47都道府県教育委員会

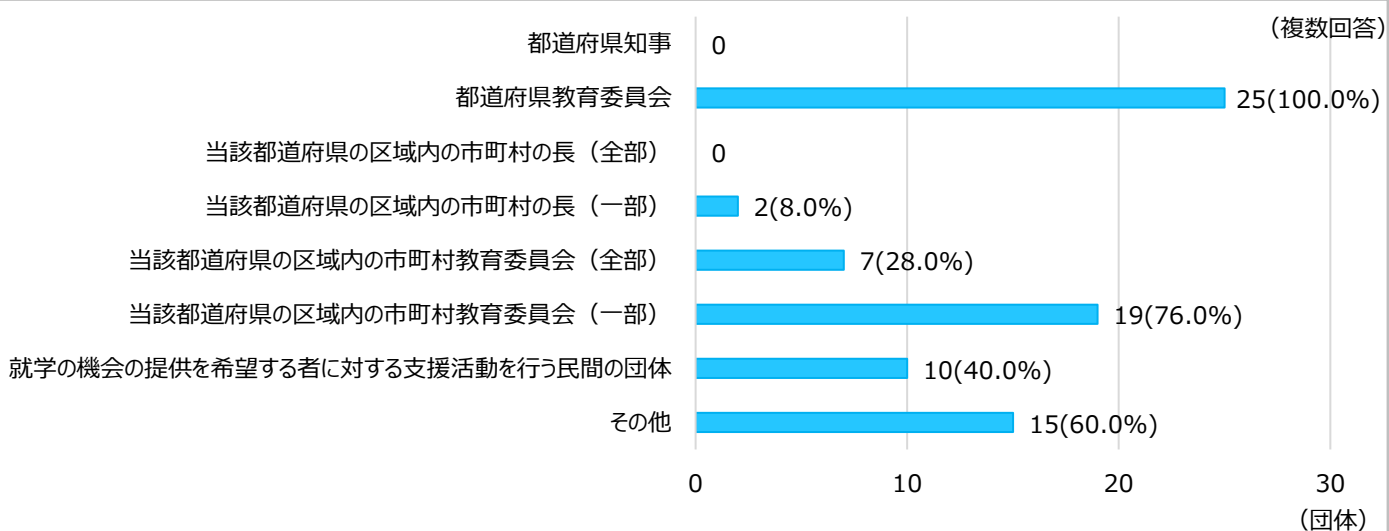


都道府県・指定都市教育委員会調査

調査Ⅰ 協議会の構成員

1-4

回答：1-3において、「協議会に類する検討組織を設置済(常設)」または「協議会に類する検討組織を設置済(常設していない)」と回答した25団体



「その他」の主な内容

- ・ 校長などの学校関係者
- ・ 若者サポート、国際交流支援等を行う当該県の組織
- ・ 大学教授

調査Ⅰ 把握している域内の自主夜間中学や識字講座等の数

2-1

回答：47都道府県・20指定都市教育委員会

自主夜間中学	識字講座等
45	587

※ 本調査における「自主夜間中学と識字講座等」とは、自主夜間中学の活動や社会教育施設における識字講座等をいう。

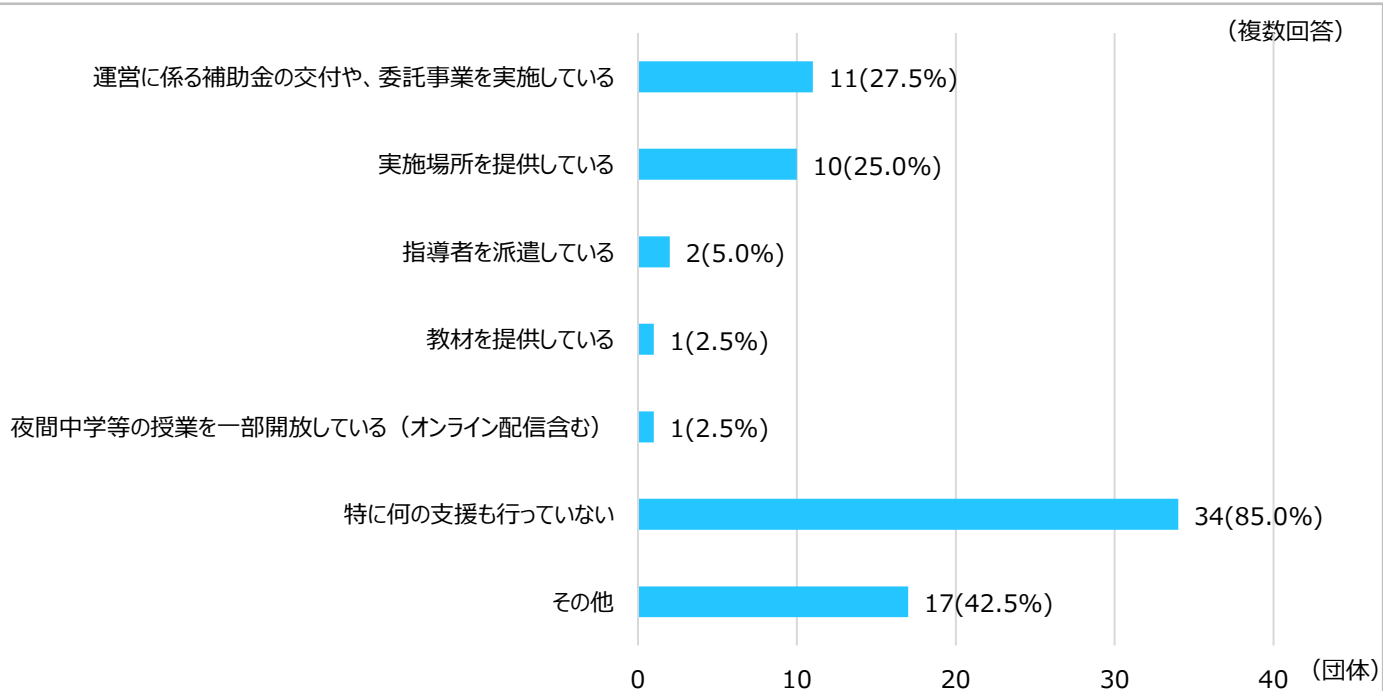
都道府県・指定都市教育委員会調査

調査Ⅰ 把握している自主夜間中学や識字講座等（※）への支援状況

2-2

※ 地方公共団体が実施主体であるもの以外のもの

回答：域内に自主夜間中学と識字講座等（※）を把握している40団体



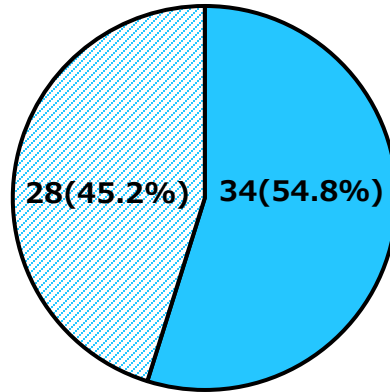
「その他」の主な内容

- ・ 情報交換会の開催の実施
- ・ 指導者対象の研修会の実施
- ・ 広報への協力

調査Ⅰ 特別支援学校における義務教育未修了者の受入れ状況

3-1

回答：特別支援学校を設置している62団体



- 受け入れている
- 受け入れていない

※現在の在籍者数が0である場合も、制度上、受入れが可能な場合は、「受け入れている」に回答。

調査Ⅰ 特別支援学校における義務教育未修了者の受入れ要件

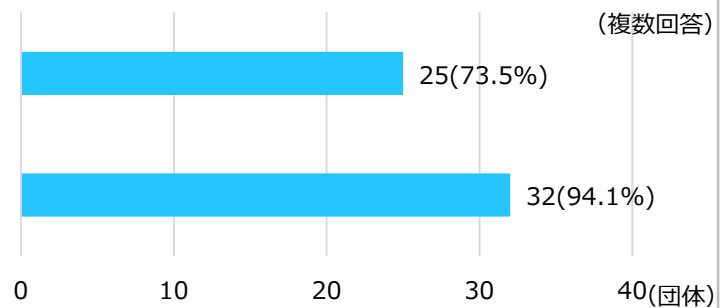
3-2

回答：3-1において、「義務教育未修了者を受け入れている」と回答した34団体

① 障害等に関して

昭和54年の養護学校義務化以前に、障害のために小・中学校への就学を猶予または免除されたこと

障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当すること



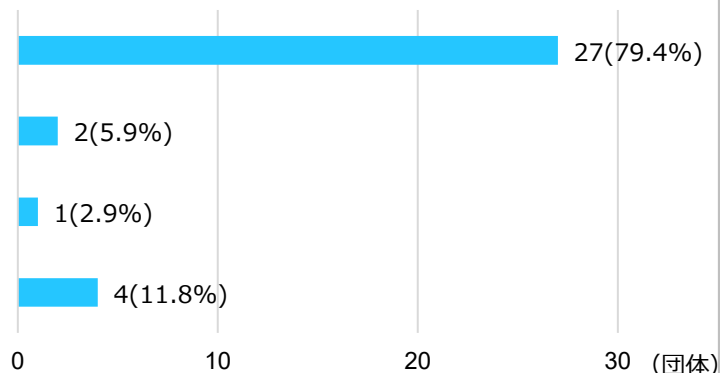
② 在住・在勤に関して

域内の在住者のみ

域内の在住者、または在勤者のみ

設置主体でない都道府県・市区町村であっても、隣接している場合には受け入れている

在住・在勤の場合は問わない



調査Ⅱ

夜間中学設置県・市区教育委員会調査

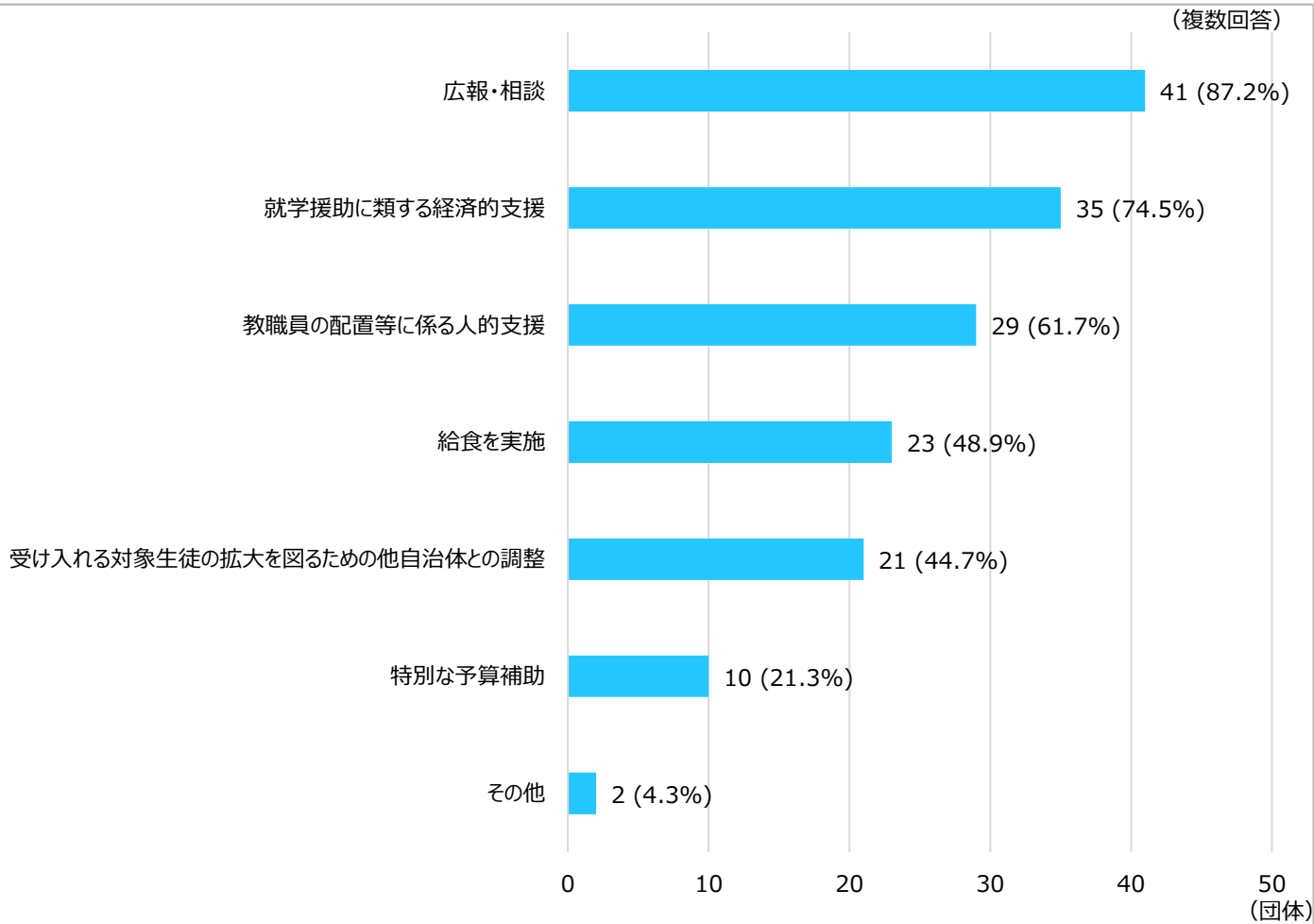
対象

7県・40市区教育委員会

調査Ⅱ 夜間中学への支援状況

1-1

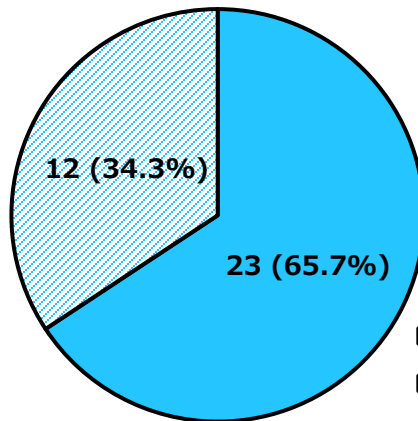
回答：夜間中学を設置している7県・40市区教育委員会



調査Ⅱ 就学援助に類する経済的支援の認定要件

1-2

回答：1-1において、「就学援助に類する経済的支援」を行っているとは回答した35団体



- 学齢生徒と同じである
- ▨ 学齢生徒とは異なる認定要件を定めている

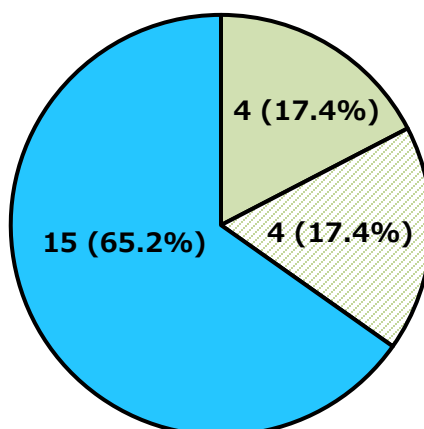
学齢生徒の要件との相違点（異なる要素や観点）

- ・ 本人又は扶養者の所得に基づいて認定可否を判断している。
- ・ 一人世帯の認定基準額が設定されている。
- ・ 区内在住者に加え、区内在勤者も対象としている。
- ・ 区内在住者に加え、協定を締結した市町村の在住者も対象としている。
- ・ 学齢児童生徒とは異なる認定基準を定めている。

調査Ⅱ 夜間中学の給食費の負担状況

1-3

回答：1-1において、「給食を実施」と回答した23団体



- 全額本人負担（実費を徴収）
- ▨ 一部本人負担
- 無償

調査Ⅲ

夜間中学調査

対象

夜間中学53校

調査Ⅲ

入学要件

1-1

回答：私立学校を除く夜間中学52校

① 県立7校

在住についての入学要件		在勤についての入学要件	
県内の在住者を受入れ	7	県内で働いている者も受入れ	3
		在勤要件を定めていない	4
県外の在住者も受入れ	0		

② 市区立45校

在住についての入学要件		在勤についての入学要件	
設置市区内の在住者を受入れ	8	設置市区内で働いている者も受入れ	4
		在勤要件を定めていない	4
設置市区外の市町村在住者も受入れ	37	設置市区内で働いている者も受入れ	0
		設置市区外の市町村で働いている者も受入れ	13
		在勤要件を定めていない	24

調査Ⅲ 夜間中学に配置されている教職員数

2-1

回答：夜間中学53校

	教職員数			給与負担の別	
		専任	兼任	県費負担	市単費負担
合計	871	735	136	788	62
校長	53	10	43	51	1
副校長	16	13	3	15	1
教頭	40	35	5	38	1
主幹教諭	12	12	0	12	0
指導教諭	4	4	0	4	0
教諭	318	313	5	311	7
養護教諭	39	34	5	29	9
栄養教諭	1	1	0	1	0
助教諭	9	7	2	9	0
養護助教諭	14	14	0	12	2
講師	308	262	46	265	26
学校栄養職員	2	2	0	0	2
事務職員	55	28	27	41	13

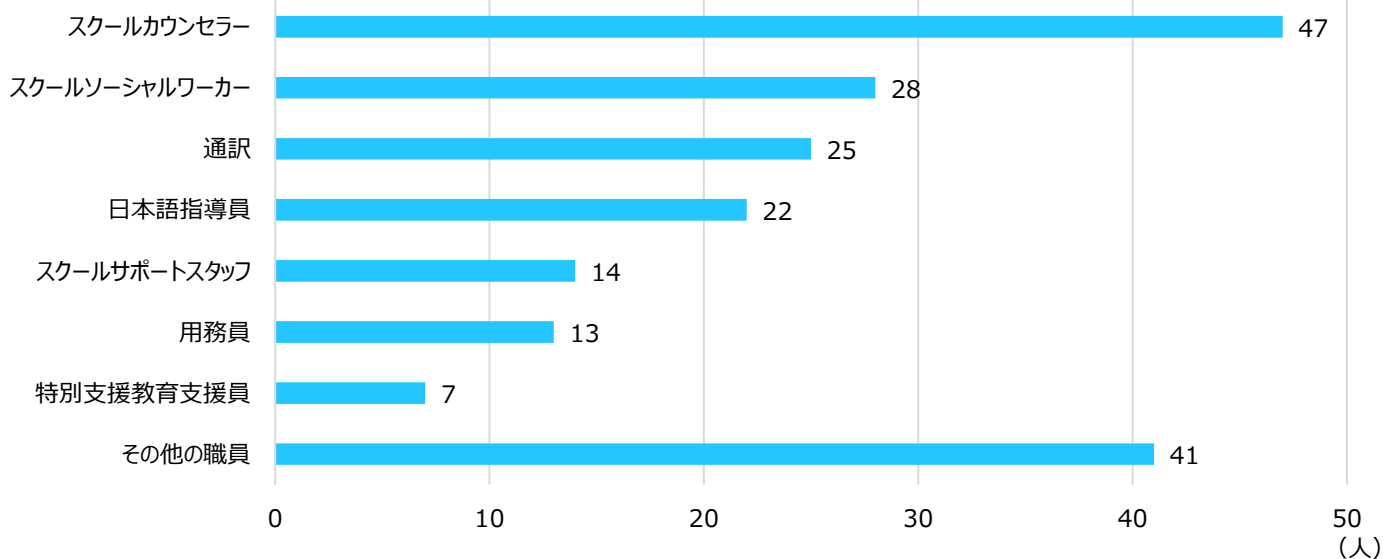
※県費負担には、指定都市における夜間中学において、国庫負担の対象となる者を含む。

※県費負担及び市単費負担の教職員数には私立学校の教職員数を含まない。

調査Ⅲ 夜間中学に配置されているその他の職員の数

2-2

回答：夜間中学53校



調査Ⅲ 学年別の生徒数

3-1

回答：夜間中学53校

	1年生	2年生	3年生	合計
男	218	219	369	806
	(11.1)	(11.1)	(18.7)	(40.9)
女	285	331	547	1,163
	(14.5)	(16.8)	(27.8)	(59.1)
合計	503	550	916	1,969
	(25.5)	(27.9)	(46.5)	(100.0)

() 内は生徒数合計を100%とした場合の割合

調査Ⅲ 年齢別の生徒数

3-2

回答：夜間中学53校

① 年齢別の生徒数（人）

	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
男	285	179	110	87	63	32	50	806
	(14.5)	(9.1)	(5.6)	(4.4)	(3.2)	(1.6)	(2.5)	(40.9)
女	199	182	159	175	141	130	177	1,163
	(10.1)	(9.2)	(8.1)	(8.9)	(7.2)	(6.6)	(9.0)	(59.1)
合計	484	361	269	262	204	162	227	1,969
	(24.6)	(18.3)	(13.7)	(13.3)	(10.4)	(8.2)	(11.5)	(100.0)

（ ）内は生徒数合計を100%とした場合の割合

② 夜間中学に通う日本国籍を有する者の年齢別の生徒数（人）※上表①の内数

	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
男	89	60	30	24	26	15	43	287
	(12.5)	(8.4)	(4.2)	(3.4)	(3.6)	(2.1)	(6.0)	(40.3)
女	72	58	46	39	37	57	117	426
	(10.1)	(8.1)	(6.5)	(5.5)	(5.2)	(8.0)	(16.4)	(59.7)
合計	161	118	76	63	63	72	160	713
	(22.6)	(16.5)	(10.7)	(8.8)	(8.8)	(10.1)	(22.4)	(100.0)

（ ）内は日本国籍を有する生徒数合計を100%とした場合の割合

③ 夜間中学に通う日本国籍を有しない者の年齢別の生徒数（人）※上表①の内数

	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
男	196	119	80	63	37	17	7	519
	(15.6)	(9.5)	(6.4)	(5.0)	(2.9)	(1.4)	(0.6)	(41.3)
女	127	124	113	136	104	73	60	737
	(10.1)	(9.9)	(9.0)	(10.8)	(8.3)	(5.8)	(4.8)	(58.7)
合計	323	243	193	199	141	90	67	1,256
	(25.7)	(19.3)	(15.4)	(15.8)	(11.2)	(7.2)	(5.3)	(100.0)

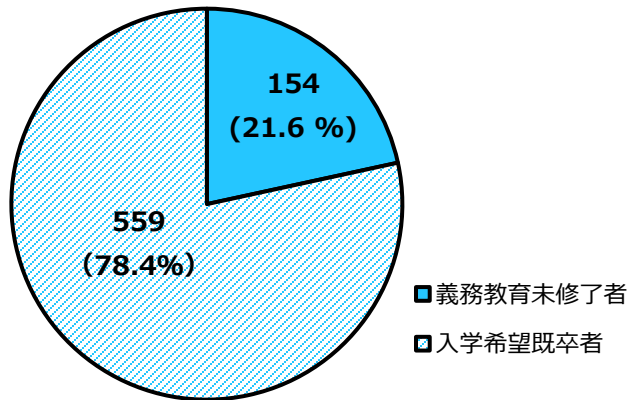
（ ）内は日本国籍を有しない生徒数合計を100%とした場合の割合

調査Ⅲ 属性別、国・地域別の生徒数

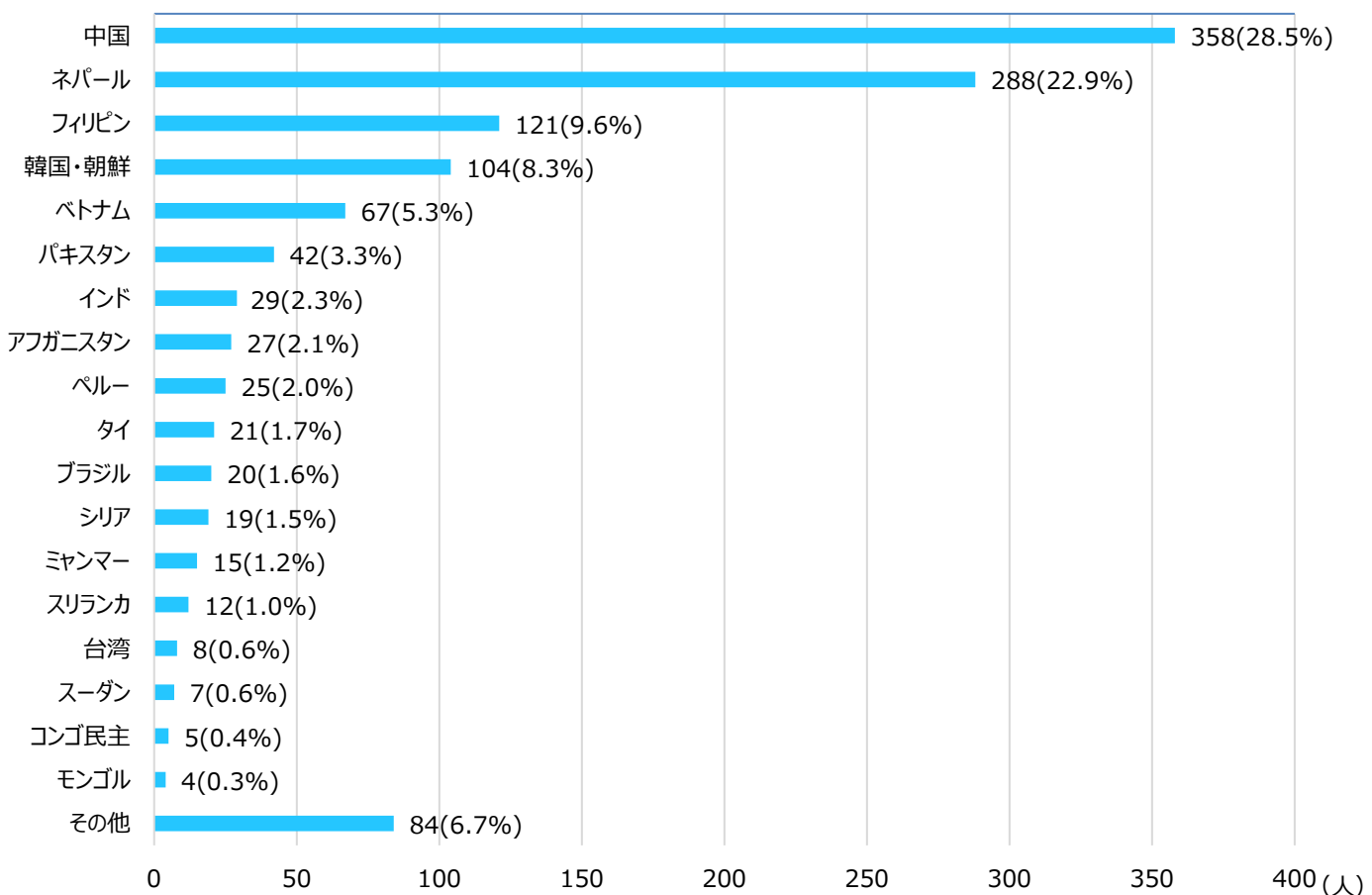
3-3

回答：夜間中学53校

① 夜間中学に通う日本国籍を有する生徒数：713人



② 夜間中学に通う日本国籍を有しない生徒数：1,256人



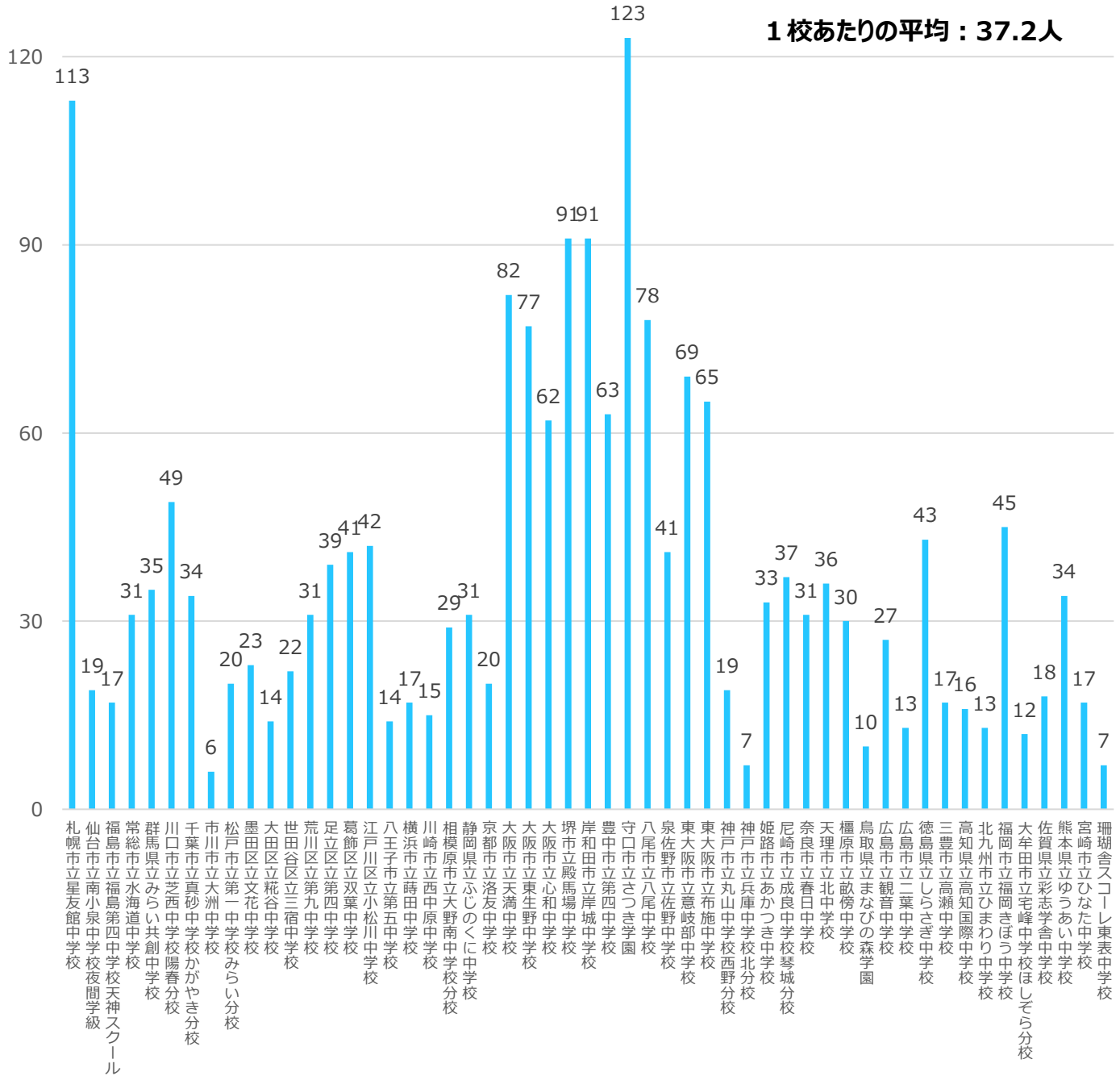
調査Ⅲ 学校別の生徒数

3-4

回答：夜間中学53校

(人)

1校あたりの平均：37.2人



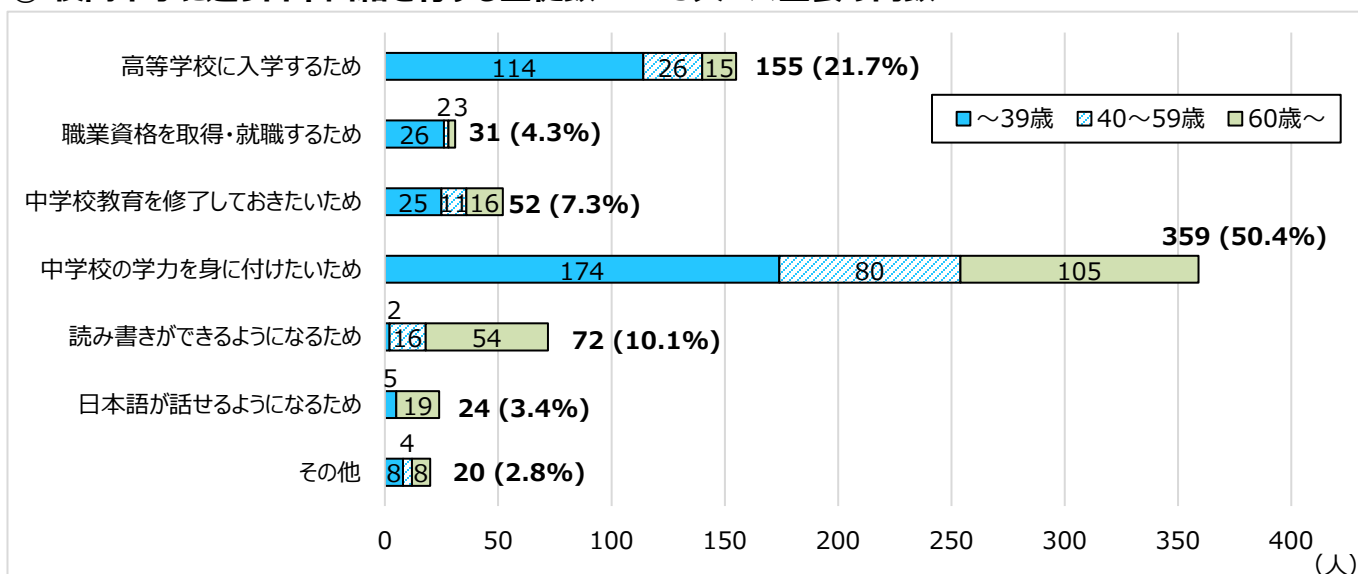
調査Ⅲ 夜間中学入学理由

3-5

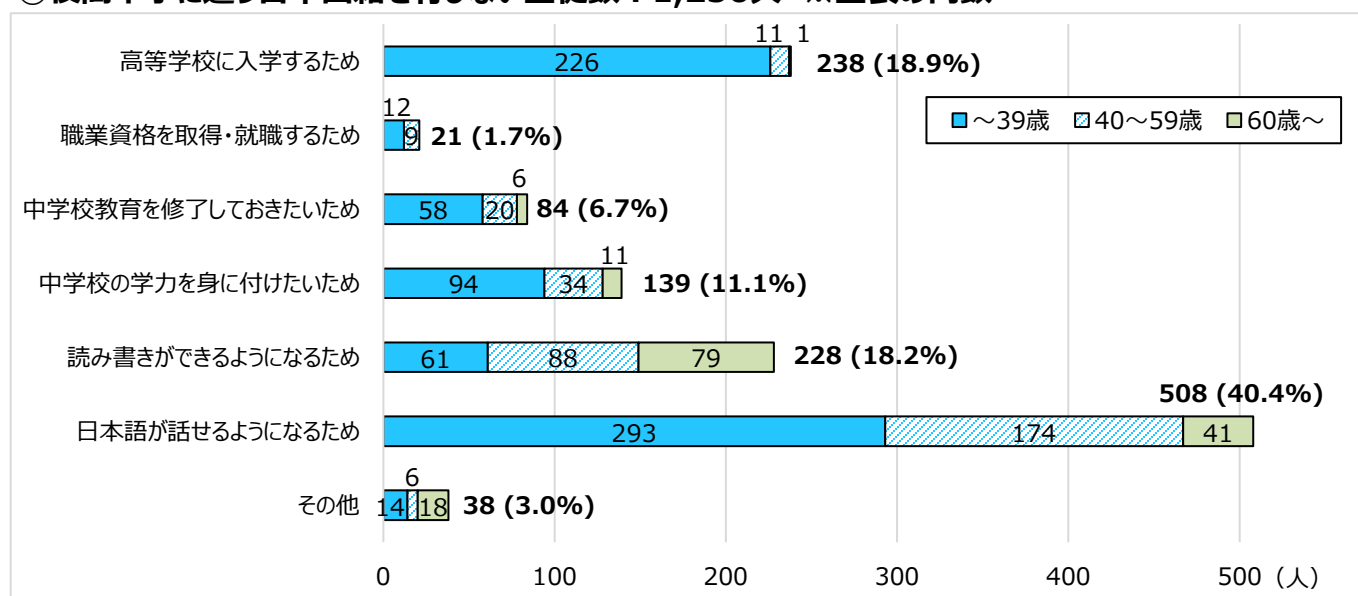
回答：夜間中学53校

中学校程度の 学力の習得	日本語会話 能力の習得	高等学校 入学	読み書きの 習得	中学校 教育の修了	職業資格の 取得・就職	その他 ※入学理由不明含む	合計
498	532	393	300	136	52	58	1,969
(25.3)	(27.0)	(20.0)	(15.2)	(6.9)	(2.6)	(2.9)	(100.0)

① 夜間中学に通う日本国籍を有する生徒数：713人 ※上表の内数



② 夜間中学に通う日本国籍を有しない生徒数：1,256人 ※上表の内数



() 内は生徒数合計を100%とした場合の割合

調査Ⅲ 夜間中学卒業後の状況（令和5年度卒業生）

3-6

回答：夜間中学53校

① 令和5年度に夜間中学を卒業した生徒数：309人

	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
高等学校 等へ進学	130 (42.1)	30 (9.7)	2 (0.6)	14 (4.5)	7 (2.3)	7 (2.3)	3 (1.0)	193 (62.5)
就職	1 (0.3)	3 (1.0)	2 (0.6)	5 (1.6)	3 (1.0)	1 (0.3)	0 (0.0)	15 (4.9)
その他	16 (5.2)	15 (4.9)	13 (4.2)	19 (6.1)	11 (3.6)	13 (4.2)	14 (4.5)	101 (32.7)
合計	147 (47.6)	48 (15.5)	17 (5.5)	38 (12.3)	21 (6.8)	21 (6.8)	17 (5.5)	309 (100.0)

「その他」の主な内容

・在学中に就いていた職業を継続 ・家事手伝い

② 令和5年度に夜間中学を卒業した日本国籍を有する生徒数：93人 ※上表①の内数

	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
高等学校 等へ進学	27	6	2	5	5	2	1	48
就職	1	2	1	0	1	1	0	6
その他	4	6	4	6	2	9	8	39
合計	32	14	7	11	8	12	9	93

③ 令和5年度に夜間中学を卒業した日本国籍を有しない生徒数：216人 ※上表①の内数

	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
高等学校 等へ進学	103	24	0	9	2	5	2	145
就職	0	1	1	5	2	0	0	9
その他	12	9	9	13	9	4	6	62
合計	115	34	10	27	13	9	8	216

（ ）内は令和5年度に夜間中学を卒業した生徒数を100%とした場合の割合

調査Ⅲ 夜間中学における教育課程特例の具体的な内容（年間授業時数）

4-1

回答：夜間中学53校

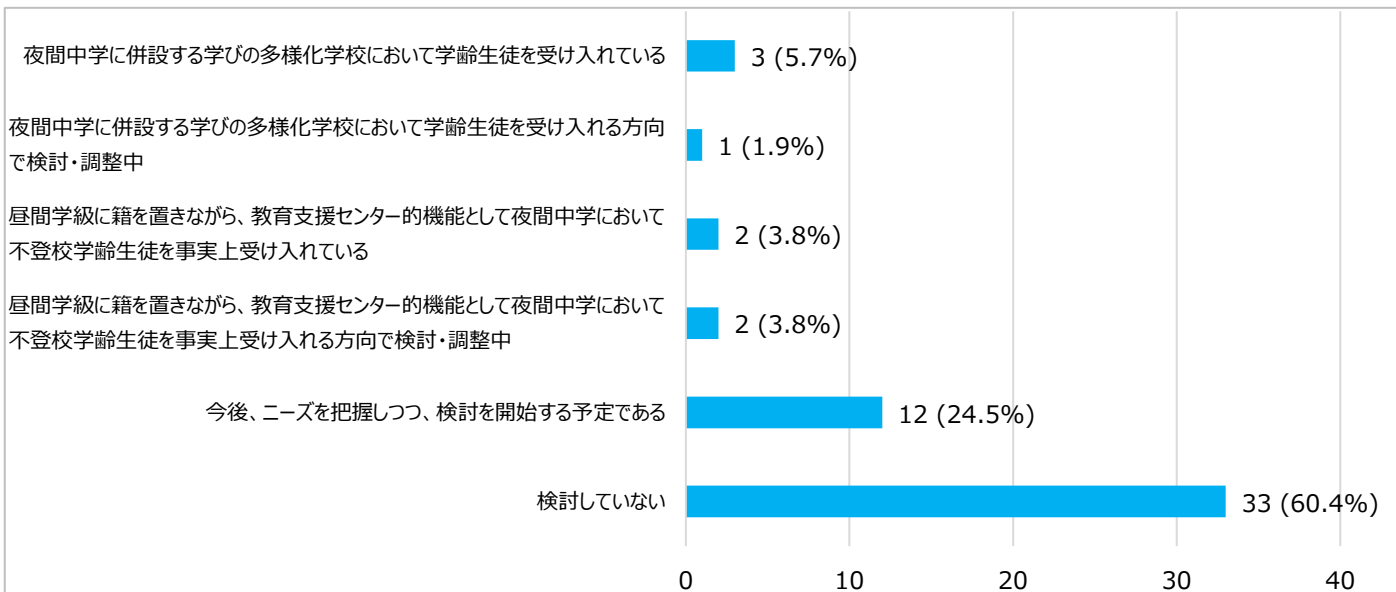
最小値	平均値	最大値
670	716	800

※学年により授業時数が異なる場合は、3学年の平均値を用いている。

調査Ⅲ 不登校となっている学齢生徒の受入れに向けた検討状況

4-2

回答：夜間中学53校



調査Ⅲ 夜間中学の設置形態

5

回答：夜間中学53校

